

物品供給契約書(案)

供給すべき物品の表示

畜産フィールド科学センター牛舎用搾乳設備 一式
(内訳は別紙仕様書のとおり)

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構 (以下「甲」という。) と供給者
(以下「乙」という。) との間において、上記の物品 (以下「物品」という。) について、以下の条項によって供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 売買代金額は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。
2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8 2及び第72条の8 3の規定に基づき、売買代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、物品の供給をするものとする。
第3条 物品は帯広畜産大学畜産フィールド科学センターに納入するものとする。
第4条 物品の納入期限は、令和5年11月30日とする。
第5条 納品書は帯広畜産大学管理課へ提出すべきものとする。
第6条 代金は、物品の納入検査後1回に支払うものとする。
第7条 代金の請求書は、帯広畜産大学管理課へ提出すべきものとする。
第8条 契約保証金は免除する。
第9条 代金は、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。
第10条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人北海道国立大学機構が定める物品供給契約基準によるものとする。
第11条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。
第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。
第13条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲・乙は次に記名の上押印し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰

乙